

No.	該当箇所	質問	回答
1	公募要領	<p>① 再委託について</p> <p>ア. 採択後、事業を進めていく中で、提案書に記載していなかった再委託の必要が出てきた際、追加で再委託することは問題ないか。</p> <p>イ. 追加で再委託が可能な場合、可能でない場合の条件 （【「提案額」の範囲内であれば追加再委託可能である】 【「経費見積書」の内訳に変更がなければ再委託可能である】 など）</p>	<p>ア：再委託を行う場合は、提案書への記載の有無にかかわらず、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を県に提出し、事前協議をしたうえで、あらかじめ、県の承諾を得る必要があります。</p> <p>提案書に記載していなかった内容についても、あらかじめ県の承諾を得れば、再委託を行うことは可能です。</p> <p>※「委託契約書（案）」（再委託の制限）</p> <p>第6条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。</p> <p>イ：再委託については、主に次に掲げる事項等について審査し、適当と認められる場合にのみ承認を行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・再委託を行う合理的理由・再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力・個人情報などの機密情報が確実に守られること・その他必要と認められる事項 <p>なお、プロポーザル審査における採択事業者については、別途、見積合わせを実施したうえで契約締結となりますが、再委託の追加有無にかかわらず、契約額が支払いの上限額となります。</p>
2		<p>② 再々委託について</p> <p>ア. 企画提案書提出時点で調査事業の一部について再々委託が発生することは問題ないか。</p> <p>イ. 事業を進める中で追加の再々委託の必要が出てきた場合、再々委託しても問題ないか</p> <p>ウ. 追加で再々委託が可能な場合、可能でない場合の条件</p>	<p>ア：問題ありません。</p> <p>ただし、再々委託の内容や体制等の妥当性については、企画提案書に基づき、審査委員会において総合的に判断します。</p> <p>イ・ウ：①再委託に対する回答と同じです。</p>

3		③ FS 事業を進めていくうえで、上記①②の追加での再委託・再々委託し、提案額を超える可能性が出てきた際にご相談可能か。	プロポーザル審査における採択事業者については、別途、見積合わせを実施したうえで契約締結となりますが、この際の契約額が、本仕様書に記載の業務を履行するうえでの支払いの上限額となります。
---	--	--	---